

**若桜町立学校の教育職員に関する業務量管理・
健康確保措置実施計画**

**令和8年3月
若桜町教育委員会**

目 次

1. 計画の趣旨・現状	1
2. 目標	2
3. 計画の期間	2
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	2
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	4

1. 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

本教育委員会は、「若桜町教育大綱」に掲げる「未来を切り拓き 心豊かで ふるさと若桜を愛する人づくり」を教育理念として、教育及び文化、芸術の振興に関する施策を総合的に推進している。この教育理念を具現化するためには、教育職員が児童生徒一人ひとりの可能性を最大限に伸ばす教育の推進と、教育職員一人ひとりの心身の健康保持及び「働きがい・働きやすさ」が両立する職場環境を整備することが重要である。本計画は若桜町で働く教育職員一人ひとりがやりがいをもって本来の職務に専念できる環境を整備し、全ての子どもたちのよりよい成長につながる学校教育を実現するために策定するものである。

(2) 本町の現状

本町では、文部科学省より告示された「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」を踏まえ、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に努めてきた。

取組の結果、本町における教育職員の時間外在校等時間及び年次有給休暇取得の状況等について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月 45 時間超回数割合	年間 360 時間超勤務者割合
小学校	月 21.9 時間	7.1%	38.5%
中学校	月 21.7 時間	7.1%	23.1%

【令和6年度の年次有給休暇取得状況（平均取得日数）】

<小学校> 16.8日

<中学校> 14.1日

【令和6年度の年次有給休暇の15日以上の教育職員の割合】

<小学校> 61.5%

<中学校> 53.8%

【ストレスチェック】

これまで町教委として教育職員を対象としたストレスチェックを実施しておらず、傾向を把握できていない。健康確保の視点から、今後は定期的実施し、現状を的確に把握していく必要がある。

このような状況を踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

2. 目標

○本計画において達成を目指す目標は次のとおり。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・時間外在校等時間が月45時間、年間360時間を超える長時間勤務者を解消する。
- ・1年間における1ヶ月時間外在校等時間の平均時間を30時間以下にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・年間の年次有給休暇の平均取得日数を15日以上にする。
- ・年次有給休暇を年間15日以上取得した教育職員の割合を毎年70%以上とする。
- ・ストレスチェックを100%実施する。
- ・教育職員が、児童生徒保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

3. 計画の期間

令和8年度から令和11年度（4年間）

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

(1) 教員以外の人材の活用及び配置

- ・放課後から夜間における見回りについては、若桜駐在所による定期パトロール、青色防犯パトロールが行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。また、補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。
- ・授業準備や採点作業等を補助する教育業務支援員を継続的に配置する。
- ・令和10年度までに段階的に休日の部活動を外部指導者へ移行し、学校教職員が休日部活動に携わらなくてもよい体制を構築する。
- ・スクールカウンセラーや学校問題解決支援アドバイザー等の活用を促進する。

(2) 業務の見直し・削減

①学校における業務削減・効率化による事務業務短縮（行事・会議・分掌見直し等）

- ・「学校と教師の3分類」を踏まえ、教育職員が担う業務の削減に向けて慣例的に実施されている学校行事及び事前準備、校内研究会等について、学校教育目標や児童生徒の実態等に応じて、精選したり、時間短縮を検討したりするよう助言する。
- ・各教育職員の時間外在校等時間の状況等も勘案しながら、毎年度校務分掌の整理・統合等の見直しを行い、業務の削減・効率化及び業務量の平準化を図るよう助言する。
- ・放課後に行われる生徒の活動時間（補習及び部活動を含む。）を可能な限り割り振りされた勤務時

間内に適切に設定するなどの工夫を検討する。

- ・学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理を学校において行う場合は、事務職員等が積極的に参画しつつ、必要に応じて ICT 支援員を活用する。

②ICT 等や生成 AI の活用による校務 DX の推進

- ・校務支援システムやクラウドサービスアプリ、保護者連絡システム等の機能を活用することによって、学校に発出される調査・統計等への回答に係る事務負担を軽減する。
- ・校務支援システムの機能やテスト、分析、AI ドリル等が一元化されたシステム等の活用によって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。
- ・校務における生成 AI の利活用を積極的に推進し、業務効率化を進める。

③勤務時間外の連絡対応等の体制整備

- ・外部からの問い合わせ等に備えた対応を理由に時間外勤務等を行うことがないように留守番電話の設定、Google Forms 等のクラウドサービスアプリを使った出欠席連絡のデジタル化等の連絡対応の体制整備を行う。

④教育職員の業務改善への参画

- ・管理職が、校内において教職員間で業務の在り方や見直しなどについて改善策を議論する場を設定する。また、業務改善への取組を進めるため、衛生委員会の設置と積極的な活用を進める。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・当初のねらいが形骸化し、十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、生活時程の工夫を行う。
- ・子どもための学校づくり協議会（学校運営協議会）において、「学校と教師の3分類」の提示を行い、教師が「教師でなければできない業務」に専念できるよう、地域に理解と協力を求める。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、次の内容に取り組む。

- ・労働安全衛生管理体制の適切な整備やストレスチェックの実施を図るなど所管する学校の職員のメンタルヘルス対策を推進する。

- ・1か月時間外在校等時間が100時間を超えた教育職員又は2か月以上6か月以内の期間において時間外在校等時間が1か月あたりの平均時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する。
- ・ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善を図る。
- ・定時退校日を月2回以上設定するよう推進し、長期休業等の一斉閉庁日や体験的学習活動等休業日を設定する。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・取組の着実な実行を図るため、学園の教育職員の在校等の状況を把握し、毎年度、若桜町のHPで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- ・時間外在校等時間に係る目標の達成状況については、給与・勤怠管理システムで把握し、その他の目標については、ストレスチェックの結果から把握する。
- ・教育委員会において、学園の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、学園に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる場合や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている場合については、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、個別の支援・指導を実施する。
- ・学園における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え学園へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメントに関する情報提供を充実させる。学園においては、校長をはじめとする管理職のリーダーシップのもと、子どものための学校づくり協議会（学校運営協議会）における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・保護者、地域の理解を促進するため、町長部局と連携し、保護者や地域の方に対して、本町における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。